

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年10月7日（令和7年（行情）諮問第1163号）及び同月21日（同第1205号ないし同第1212号）

答申日：令和8年2月4日（令和7年度（行情）答申第882号ないし同第890号）

事件名：平成29年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）  
防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成20年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）  
防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成21年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）  
防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成22年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）  
防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成23年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）  
防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成24年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）  
防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成25年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）  
防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成26年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）  
防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成27年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書9」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年10月15日付け防官文第16258号、平成31年2月21日付け防官文第2774号、令和元年7月31日付け同第5102号、平成31年2月21日付け同第2775号、令和元年7月31日付け同第5103号、平成31年2月21日付け同第2776号、令和元年6月25日付け同第3002号、平成31年

2月21日付け同第2777号、令和元年6月25日付け同第3003号、平成31年2月21日付け同第2778号、令和元年6月25日付け同第3004号、平成31年2月21日付け同第2779号、令和元年5月24日付け同第1208号、平成31年2月21日付け同第2780号、令和元年5月24日付け同第1209号、平成31年2月21日付け同第2781号及び同年3月29日付け同第6452号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分17」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

### (1) 原処分1に係る審査請求書

ア ないしエ (略)

オ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

### (2) 原処分2、原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14及び原処分16に係る審査請求書

ア ないしエ (略)

### (3) 原処分3及び原処分5に係る審査請求書

ア ないしエ (略)

オ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

### (4) 原処分7、原処分9、原処分11に係る審査請求書

ア ないしエ (略)

オ 上記(3)オに同じ。

### (5) 原処分13及び原処分15に係る審査請求書

ア ないしエ (略)

オ 対象文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

### (6) 原処分17に係る審査請求書

ア 上記(1)オに同じ。

イ ないしオ (略)

カ 上記(3)オに同じ。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

### (1) 令和7年(行情)諮問第1163号について

本件開示請求は、別紙の1(1)に掲げる文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(1)に掲げる文書を特定し、平成30年10月15日付け防官文第16258号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った。

本件審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

### (2) 令和7年(行情)諮問第1205号ないし同第1212号について

本件各開示請求は、別紙の1(2)ないし(9)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2(2)ないし(9)に掲げる文書を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2774号ないし同第2781号により、文書2ないし文書9の表紙のみについて、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分(原処分2、原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14及び原処分16)を行った後、令和元年7月31日付け同第5102号及び同第5103号、同年6月25日付け同第3002号ないし同第3004号、同年5月24日付け同第1208号及び同第1209号並びに平成31年3月29日付け同第6452号により、文書2ないし文書9の表紙を除く部分について、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分(原処分3、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13、原処分15及び原処分17)を行った。

本件各審査請求は、原処分2ないし原処分17に対して提起されたものであり、本件各諮問に当たっては、各開示請求に対する先行決定及び後行決定に係る審査請求ごとに併合し諮問する。

なお、原処分2ないし原処分17に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年2か月ないし約6年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 審査請求人の主張について(各諮問共通)

### (1) 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」、

「文書の特定に漏れがないか確認を求める」及び「対象文書に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件各開示請求に係る行政文書は保有していない。

- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年10月7日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1163号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月21日 諮問の受理（令和7年（行情）第1205号ないし同第1212号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 令和8年1月29日 令和7年（行情）諮問第1163号及び同第1205号ないし同第1212号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、各諮問において、諮問庁は、原処分2、原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14及び原処分16に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件各開示請求は、防衛研究所において実施された調査研究に関し、平成29年度及び平成20年度ないし平成27年度の調査研究実施報告書（企画部保有分）の開示を求めるものであると解し、各開示請求

の対象とする文書の範囲を踏まえて、別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 「平成28年度調査研究実施報告書」(2017.10.11-本本B990)の平成29年度版。\*ペーパー及び電磁的記録の双方の特定を求める。(諮問第1163号)
- (2) 防衛研究所調査研究(企画部保有分)平成20年度調査研究実施報告書(諮問第1205号)
- (3) 防衛研究所調査研究(企画部保有分)平成21年度調査研究実施報告書(諮問第1206号)
- (4) 防衛研究所調査研究(企画部保有分)平成22年度調査研究実施報告書(諮問第1207号)
- (5) 防衛研究所調査研究(企画部保有分)平成23年度調査研究実施報告書(諮問第1208号)
- (6) 防衛研究所調査研究(企画部保有分)平成24年度調査研究実施報告書(諮問第1209号)
- (7) 防衛研究所調査研究(企画部保有分)平成25年度調査研究実施報告書(諮問第1210号)
- (8) 防衛研究所調査研究(企画部保有分)平成26年度調査研究実施報告書(諮問第1211号)
- (9) 防衛研究所調査研究(企画部保有分)平成27年度調査研究実施報告書(諮問第1212号)

### 2 本件対象文書

- (1) 上記1(1)の開示請求の対象として特定された文書(原処分1)  
文書1 平成29年度調査研究実施報告書
- (2) 上記1(2)の開示請求の対象として特定された文書(原処分2及び原処分3)  
文書2 平成20年度調査研究実施報告書
- (3) 上記1(3)の開示請求の対象として特定された文書(原処分4及び原処分5)  
文書3 平成21年度調査研究実施報告書
- (4) 上記1(4)の開示請求の対象として特定された文書(原処分6及び原処分7)  
文書4 平成22年度調査研究実施報告書
- (5) 上記1(5)の開示請求の対象として特定された文書(原処分8及び原処分9)  
文書5 平成23年度調査研究実施報告書
- (6) 上記1(6)の開示請求の対象として特定された文書(原処分10及び原処分11)

文書6 平成24年度調査研究実施報告書  
(7) 上記1 (7) の開示請求の対象として特定された文書 (原処分1 2 及び  
原処分1 3)

文書7 平成25年度調査研究実施報告書  
(8) 上記1 (8) の開示請求の対象として特定された文書 (原処分1 4 及び  
原処分1 5)

文書8 平成26年度調査研究実施報告書  
(9) 上記1 (9) の開示請求の対象として特定された文書 (原処分1 6 及び  
原処分1 7)

文書9 平成27年度調査研究実施報告書